

令和3年第6回岐阜県議会定例会提出議案の概要（給与関係条例）

（令和3年11月29日）

議第140号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり0.15月分引き下げる。

※期末手当の算定方法：基準日（6月1日又は12月1日）の給料月額×1.2×支給割合

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>30</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：2.15月 \\ 12月：2.15月 \end{array} \right)$	4. <u>15</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：2.075月 \\ 12月：2.075月 \end{array} \right)$	※令和3年度は、12月期で調整 $\left(\begin{array}{l} 6月：2.15月 \\ 12月：2.00月 \end{array} \right)$

（令和3年度分については令和3年12月1日から、令和4年度分以降については令和4年4月1日から施行）

議第141号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

岐阜県人事委員会の令和3年10月7日付けの給与についての勧告に鑑み、期末手当の支給割合を次のとおり0.15月分（任期付研究員・任期付職員にあっては、0.10月分）引き下げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一般職員 （期末手当）	2. <u>55</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.275月 \\ 12月：1.275月 \end{array} \right)$	2. <u>40</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.20月 \\ 12月：1.20月 \end{array} \right)$	※ 令和3年度は、12月期で調整 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.275月 \\ 12月：1.125月 \end{array} \right)$
管理・監督職員 （期末手当）	2. <u>15</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.075月 \\ 12月：1.075月 \end{array} \right)$	2. <u>00</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.00月 \\ 12月：1.00月 \end{array} \right)$	※ 令和3年度は、12月期で調整 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.075月 \\ 12月：0.925月 \end{array} \right)$
任期付研究員・ 任期付職員 （期末手当）	3. <u>35</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.675月 \\ 12月：1.675月 \end{array} \right)$	3. <u>25</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.625月 \\ 12月：1.625月 \end{array} \right)$	※ 令和3年度は、12月期で調整 $\left(\begin{array}{l} 6月：1.675月 \\ 12月：1.575月 \end{array} \right)$

（令和3年度分については令和3年12月1日から、令和4年度分以降については令和4年4月1日から施行）